

2025 年度第 1 回定期自主検査指針・保安検査基準解釈専門分科会

1. 日 時 2025 年 4 月 2 日（水）15:30～16:30
2. 開催方法 対面開催（KHK 本部会議室 1）及び Web 開催の併用
3. 議 題（公開）：（予定）
 - (1) 【審議事項】 開放検査周期の起点に関する質疑応答の作成
 - (2) 【審議事項】 水電解装置の電解セルスタックに対する質疑応答の作成

なお、以下の点にご留意下さい。

オブザーバーとしてのご出席を希望される方は、氏名、所属、連絡先（電話番号及び F A X 番号）を必ず明記のうえ、3 月 28 日（金）までに下記連絡先まで、F A X 又は e-mail にてご登録ください。（ご登録頂いた情報は、当委員会の運営（連絡等）のため必要な範囲においてのみ使用させていただきます。）

登録は先着順で受け付けさせていただき、収容人数を超過した場合には、お断りさせていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。（収容人数を超過した場合にはご連絡いたします。）

また、委員会に出席する全ての方（オブザーバーを含む。）には、委員等倫理心得の遵守を求めます。オブザーバーとしてご出席を希望される方は、この点ご留意いただきますようお願いいたします。

お問合せ先：

特別民間法人高圧ガス保安協会 保安技術部門 保安基準グループ 保安基準チーム 志賀優多
TEL: 03-3436-6103
FAX: 03-3438-4163
e-mail : hpg@khk.or.jp

委員等倫理心得

委員等は、以下の事項を遵守しなくてはならない。

(専門性の保持)

第1条 委員等は、自己の専門的知識と技術的良心に基づいて技術基準の作成に貢献すると共に、専門分野の技術力向上に絶えず努めなければならない。

(中立性の確保)

第2条 委員等は、公共の安全の確保を最優先に考えなければならない。

2 委員等は、専門家として中立的立場で行動し、関係者の利害関係の相反の回避に努めなければならない。

(秘密保持義務等)

第3条 委員等又は委員等にあった者は、技術基準の作成に関して知得した秘密を漏らしたり盗用したりしてはならない。また、それらの秘密を個人的な目的のために使用してはならない。

2 委員等は、各々の委員会等の承認なしに委員会等の名称を使い、委員会等の意見を公表してはならない。

(品位の保持)

第4条 委員等は、強い責任感をもって、その名誉を汚す行為を慎まなくてはならない。